全体スライド条項の手続きフロー（新城市建設工事請負契約約款第２６条第１項～第４項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期限等　　　　　　　　　　　手続き項目 | 様式 | 備考 |
| 請　求　日  ・出来高確認  ・残工事量算定  ・スライド額（案）算定  ２か月以上  １４日以内  １４日以内  ７日以内  工　期　末  スライド変更契約  スライド額確定  スライド額協議開始  基　準　日  スライド額協議開始日の通知 | 様式4-1  様式4-2  様式３  様式１  様式２ | ・発注者又は受注者から請求  ・基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。  （請求日を基本とします。）  ・発注者は出来形数量の確認を請求日から14日以内に行います。  ・スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。  ・発注者から受注者に通知 |

（注）運用に関する様式、手続きフローは、国土交通省又は愛知県を参考に作成していますが、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。